

制限付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年6月1日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
蒲郡市営丸山住宅A棟・B棟エレベーター保守業務委託
- (2) 委託業務場所
蒲郡市大塚町丸山60番地
- (3) 仕様
別紙仕様書の通り
- (4) 業務委託期間
令和8年7月1日から令和12年6月30日まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人または個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去2年間において、令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 三河圏内において、法人にあつては本店、支店または営業所を有し、個人にあつては事業を営んでおり、地震等有事の際は、その本店、支店または営業所から蒲郡市役所に1時間以内に駆けつけることができること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 蒲郡市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。
- (8) 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (9) 別紙仕様書の業務内容を満たす有資格者を有すること。
- (10) エレベーターの保守業務において、他の公共施設で自らが保守業務を行う実績を有していること。

3 契約条項を示す場所

蒲郡市建設部建築住宅課（蒲郡市役所 本館3階）

4 入札及び開札の日時・場所ならびに注意事項

(1) 日時

令和8年6月15日（月）午後1時30分

(2) 場所

蒲郡市役所 本館 3階 305会議室

(3) 開札

入札後ただちに行う

(4) 代理者による入札

代表者が当日入札に参加できない場合、必ず委任状（別記2）を提出すること。

5 入札参加申込み手続き

受付期間

(1) 令和8年6月1日（月）から令和8年6月12日（金）まで（土曜日・日曜日を除く）の午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

蒲郡市建設部建築住宅課（蒲郡市役所 本館3階）

(3) 提出書類（1部）

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

蒲郡市建設部建築住宅課に競争入札参加申込書をFAX、Eメールまたは持参により提出する。ただし、上記の受付期間内必着とする。

6 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月10日（水）まで（土曜日・日曜日を除く）の午前時から午後4時30分まで

(2) 提出方法

蒲郡市建設部建築住宅課に質問書をFAX、Eメールまたは持参により提出する。ただし、上記の受付期間内必着とする。

(3) 質問者への回答

質問者に対しホームページで令和8年6月11日（木）までに回答を掲載します。

7 入札

(1) 入札は、指定の入札書（別記1）を使用してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - イ 所定の日時までには所定の場所に持参しない入札
 - ウ 入札に際して不正行為があった入札
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
 - オ 他人の代理を兼ねまたは2以上の代理をした者の入札
 - カ 入札書に記名及び押印のない入札
 - キ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ク 金額に¥字または金字が冠されていない入札
 - ケ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - コ 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
 - サ 競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - シ 郵送による入札
 - ス 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - セ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - ソ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (5) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

8 開札

- (1) 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 最低価格で入札を行った者を落札者とします。なお、落札者となる同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるときまたは災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、または入札期日を延期することがあります。

10 入札保証金

免除

11 契約書作成の要否

要

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

13 その他

- (1) 最低制限価格を設けない場合においても、低価入札については、落札者としなないことがあります。
- (2) 添付することを省略した契約規則、入札者心得書は、契約条項を示す場所において閲覧に供します。
- (3) 現地の状況を把握した上で入札に参加すること。